

○岡山理科大学自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 岡山理科大学自己点検・評価規程（以下「本規程」という。）は、岡山理科大学学則第1条の2に基づき、岡山理科大学（以下「本大学」という。）の教育・研究活動及び大学管理運営について自ら点検及び評価を行い改善していくため、必要となる事項を定めるものとする。

(自己点検・評価、改善の項目)

第2条 本大学における自己点検・評価、改善は、全学、及び各学部・研究科（以下「学部等」という。）で次の項目について実施するものとする。

- (1) 目標・方針に関すること
- (2) 内部質保証に関すること
- (3) 教育体制に関すること
- (4) 教育課程・学習成果に関すること
- (5) 学生の受け入れに関すること
- (6) 学生支援に関すること
- (7) 研究及び研究体制に関すること
- (8) 国際化の推進に関すること
- (9) 社会連携及び地域貢献に関すること
- (10) 教育研究環境の整備に関すること
- (11) 大学運営及び財務に関すること

2 前項に関わらず、学部等においては独自の自己点検・評価、改善の項目を設定することができる。

(内部質保証の体制)

第3条 本大学は、前条に掲げた項目における自己点検・評価、改善の適切性を検証し、自らの責任で説明・証明する恒常的、継続的プロセスである内部質保証の体制を構築し、運用する。

2 前項の目的のため、学長を統括責任者として次の組織を置く。

- (1) 全学の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため全学評価・計画委員会を置く。
- (2) 全学の評価・計画の実行組織として、全学評価・計画委員会に部会を置く。
- (3) 学部等の方針並びに計画策定、計画の推進、自己点検・評価の実施及び改善計画の策定のため、学部評価・計画委員会を置く。

3 前項に関する事項は別に定める。

(内部質保証の検証)

第4条 本大学の内部質保証の有効性、妥当性を客観的に検証するため、外部有識者と全

学評価・計画委員会委員及び学部評価・計画委員会の長等で構成する大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会に関する事項は別に定める。

(自己点検・評価結果の公表)

第5条 本大学で行う自己点検・評価の結果は、岡山理科大学自己点検・評価報告書として学内外に公表するものとする。

2 前項の公表に係る方法は、本大学ホームページ、刊行物及び電子媒体等により行うものとする。

(自己点検・評価結果の活用)

第6条 学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると判断した事項に関して、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(事務)

第7条 全学の自己点検・評価、改善の推進に関することに係る事務は IR・企画課において行う。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、大学協議会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。